【規程番号　神女大短Ⅰ－010－(5)】

神戸女子大学・神戸女子短期大学安全保障輸出管理委員会規程

（目 的）

第１条　神戸女子大学・神戸女子短期大学安全保障輸出管理規程第９条に基づき、神戸女子大学・神戸女子短期大学の安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）に関する重要事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）

第２条　委員会は、輸出管理に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 規程等の制定及び改廃に関する事項

(2) 輸出管理二次審査に関する事項

(3) 輸出管理に係る業務の監査に関する事項

(4) 輸出管理の法令遵守に係る研修、教育、啓発活動に関する事項

(5) その他輸出管理に関する事項

（組 織）

第３条　委員会は、次に掲げる者をもって構成し、委員長は本学の安全保障輸出管理規程による輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）とする。

(1) 統括責任者（副学長１名）

(2) 管理責任者（各学部長、短期大学部長）

(3) その他委員長が必要と認めた者

（任 期）

第４条　委員の任期は１年とし、再任を妨げない。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運 営）

第５条　委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

（事 務）

第６条　委員会に関する事務は総務課（大学庶務担当）が行う。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）